資料3-3

議題３　都市公園と児童遊園等の一元管理について（稲沢市提出）

市名	回答				
	（４）予算について		（５）申請・許可手続きについて		
	都市公園と児童遊園で維持・整備予算に差がありますか	（「はい」の場合） 具体的な差を記載	①イベント利用の申請は必要ですか（都市公園、児童遊園それぞれ）	②イベントの許可基準は都市公園と児童遊園で分かれていますか	③電柱設置などの占用申請は必要ですか（都市公園、児童遊園それぞれ）
名古屋市	はい	都市公園につきましては、除草費用をはじめとした維持管理費 を市が負担しております。	都市公園について、行為許可申請が必要です。	都市公園について、名古屋市都市公園条例に基づき許可しています。	都市公園について、都市公園内占用許可申請書が必要です。
豊橋市	いいえ		都市公園は、占用が発生しない場合は公園内利用届、占用が発生する場合は公園内土地占用許可申請書が必要。児童遊園は、特に申請書を求めない。	都市公園は都市公園条例に準ずるが、児童遊園は特になし。	都市公園は都市公園内占用許可申請書、児童遊園は目的外使用申請が必要。
岡崎市	はい	都市公園：約6,644,000千円 児童遊園：　約47,000千円 予算差　：約6,597,000千円	都市公園は、都市公園内行為許可申請が必要。児童遊園等は、行政財産目的外使用許可申請が必要。	都市公園は都市公園条例及び都市公園管理規則の規定に基づき定めた都市公園内行為許可基準を適用する。児童遊園も都市公園内行為許可基準に準ずる。	岡崎市所有の土地への電柱設置については、都市公園と児童遊園等ともに占用申請が必要。
一宮市	はい	都市公園：清掃・剪定・草刈は市が業者、シルバーに業務委託もしくは地元の愛護団体に依頼している。電気・水道料等は市が負担。 児童遊園：遊具修繕、剪定は市が業者に委託している。電気・水道料等は市が負担。清掃や簡易的な点検等は町内が実施。	都市公園：公園内行為許可申請書が必要 児童遊園：行政財産使用許可申請書が必要	都市公園：一宮市都市公園条例に準拠する 児童遊園：児童遊園・ちびっ子広場目的外使用基準に準拠する	都市公園：公園占用許可申請書が必要 児童遊園：行政財産使用許可申請書が必要
瀬戸市	はい	都市公園は、市負担である。 児童遊園等は、日常管理（清掃・草刈）が地域による負担、日常管理以外の剪定・施設点検・修繕等が市負担である。	都市公園は、都市公園内行為許可申請が必要。 児童遊園等は、行政財産目的外許可申請が必要。	都市公園は都市公園条例及び関係法令による。 児童遊園等は財産条例及び公有財産事務取扱規則並びに都市公園の取扱いに準じている。	都市公園は都市公園内占用許可申請が必要。 児童遊園等は行政財産目的外使用許可申請が必要。
半田市	はい	・造園業者への委託については都市公園と児童遊園で予算に差はない。 ・地元区への委託については、0.1ha未満の面積料金は公園が40,000円であることに対し児童遊園・ちびっ子広場は30,000円である。（0.1ha以上の面積料金は都市公園・児童遊園・ちびっ子広場ともに同額） ・施設修繕の予算については、1か所あたり公園で15,280円、児童遊園・ちびっ子広場で2,730円と利用者の人数や施設の規模が違うことから大きな差が生じている。	必要	分かれていない	必要
春日井市	いいえ		都市公園と児童遊園等ともに必要	都市公園と児童遊園等で分けは特に無し	都市公園と児童遊園等ともに必要
豊川市	はい	光熱水費について基本的に児童遊園は地元負担。（指定管理料で上乗せしている状況。）	都市公園は都市公園内行為許可申請が必要。 児童遊園は、行政財産目的外使用許可申請が必要。（行政財産目的外使用許可申請は財産管理課と合議）	都市公園は都市公園条例に準ずるが、児童遊園は豊川市行政財産の目的外使用に関する事務要領に基づく。	都市公園は都市公園内占用許可申請、児童遊園は行政財産目的外使用申請が必要。
津島市	いいえ		都市公園は必要です。児童遊園は、特に申請書を求めていませんが、事前連絡は必要としています。	基本的に児童遊園の管理も都市公園条例に準じて判断しています。	都市公園は都市公園内占用許可申請書、児童遊園は行政財産目的外使用申請を必要としています。

議題３　都市公園と児童遊園等の一元管理について（稲沢市提出）

市名	回答				
	（４）予算について		（５）申請・許可手続きについて		
	都市公園と児童遊園で維持・整備予算に差がありますか	（「はい」の場合） 具体的な差を記載	①イベント利用の申請は必要ですか（都市公園、児童遊園それぞれ）	②イベントの許可基準は都市公園と児童遊園で分かれていますか	③電柱設置などの占用申請は必要ですか（都市公園、児童遊園それぞれ）
碧　南　市	いいえ		都市公園は都市公園内行為許可申請書、児童遊園は行政財産目的外使用許可申請書が必要。	分かれていない。	都市公園、児童遊園それぞれ必要。
刈　谷　市	はい	機械除草の作業回数が異なる（都市公園年６、児童遊園年４）	都市公園：イベント内容に応じて「公園内行為許可申請書」「公園等占用許可申請書」の提出が必要。 児童遊園：「行政財産目的外使用許可申請書」の提出が必要。	法令が異なるため、それぞれ個別に判断しています。	都市公園：「公園等占用許可申請書」の提出が必要。 児童遊園：「行政財産目的外使用許可申請書」の提出が必要。
豊　田　市	はい	令和6年度実績 都市公園（修繕費：約12,600万円　　手数料：約11,200万円） 児童遊園等（修繕費：約3,000万円　　手数料：約1,700万円）	【都市公園】 公園内に仮設工作物を設置する場合　⇒都市公園占用許可申請 公園内に仮設工作物を設置しない場合⇒都市公園内行為許可申請 【児童遊園】 仮設工作物の有無に関わらず、行政財産目的外使用許可申請	分かれている。	都市公園⇒占用申請 児童遊園⇒行政財産目的外使用許可申請
安　城　市	いいえ	都市公園と児童遊園の維持管理費は市負担	都市公園：都市公園内行為許可申請書が必要 児童遊園：地元調整のみで連絡は不要	都市公園：都市公園条例に準ずる。 児童遊園：地元の見解に委ねる	都市公園：都市公園内占用許可申請書が必要 児童遊園：目的外使用申請が必要
西　尾　市	はい	面積・設置施設数など規模の違いがあるため、予算の差はある。 児童遊園・ちびっ子広場は施設修繕、高木の剪定、遊具新設・更新等は市負担だが、草取り、低木の剪定、光熱水費等は町内会負担としている。	都市公園・緑地は都市公園内行為許可申請書が必要、児童遊園は市所有地であれば行政財産目的外使用許可申請書が必要。市所有地以外は特に申請書を求めていない。	都市公園・緑地は都市公園条例に基づき、児童遊園は市所有地であれば財産管理規則（行政財産目的外使用）に基づく。市所有地以外は地元の見解に委ねる。	都市公園・緑地は都市公園占用許可申請書、児童遊園は市所有地であれば行政財産目的外使用許可申請書が必要。（町内会、境内地、個人所有地が多い）
蒲　郡　市			都市公園は、都市公園内行為許可が必要 児童遊園　なし	はい	都市公園は、都市公園内占用許可が必要 児童遊園は、行政財産目的外使用許可が必要
犬　山　市	いいえ		都市公園は都市公園条例に基づき都市公園占用許可申請が必要。 児童遊園は行政財産目的外使用許可申請が必要。	分かれていません	都市公園は都市公園条例に基づき都市公園占用許可申請が必要。 児童遊園は行政財産目的外使用許可申請が必要。
常　滑　市	はい	清掃・剪定・草刈について、地元区への委託契約単価に差がある	都市公園は、都市公園内行為許可申請書が必要。児童遊園は、特に申請書を求めていない。	都市公園は都市公園条例に準ずるが、児童遊園は地元の見解に委ねる。	都市公園は都市公園内占用許可申請書、児童遊園は目的外使用許可申請が必要。
江　南　市	はい	都市公園の方が公園面積が大きく、公園施設も多いことから、維持管理費などが比較的多い。	都市公園は都市公園内行為許可申請書が必要。児童遊園は行政財産使用許可申請書が必要。	都市公園は「江南市都市公園条例」に準ずる。児童遊園は「江南市立児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例」および「江南市公有財産規則」に準ずる。物販に関するイベントは「都市公園における物販運用基準」に準ずる。	都市公園は都市公園内行為許可申請書が必要。児童遊園は行政財産使用許可申請書が必要。
小　牧　市	いいえ		都市公園、児童遊園ともに必要	分けていない。都市公園・児童遊園の実情に合わせて、許可条件を変えることはあります。	都市公園、児童遊園ともに必要

議題３　都市公園と児童遊園等の一元管理について（稲沢市提出）

市名	回答				
	（４）予算について		（５）申請・許可手続きについて		
	都市公園と児童遊園で維持・整備予算に差がありますか	（「はい」の場合） 具体的な差を記載	①イベント利用の申請は必要ですか（都市公園、児童遊園それぞれ）	②イベントの許可基準は都市公園と児童遊園で分かれていますか	③電柱設置などの占用申請は必要ですか（都市公園、児童遊園それぞれ）
稲　沢　市	はい	・都市公園の清掃・剪定・草刈は市負担だが、児童遊園は行政区負担 ・都市公園の電気・水道料負担は市負担だが、児童遊園は行政区負担	都市公園は、都市公園内行為許可申請書が必要。児童遊園は、原則、目的外使用申請が必要だが、軽微な行為、他の利用者の迷惑とならない場合は、特に申請書まで求めないケースもあり。	都市公園は都市公園条例に準ずるが、児童遊園は地元の見解に委ねる。	都市公園は都市公園占用許可申請書、児童遊園は目的外使用申請が必要。
新　城　市	いいえ		都市公園：都市公園等占用許可申請が必要 児童遊園：０箇所のため、該当なし	いいえ（児童遊園０箇所のため。）	都市公園：都市公園等占用許可申請が必要 児童遊園：０箇所のため、該当なし
東　海　市	はい	都市公園→維持、整備の予算は市負担。 児童遊園→遊具点検・修繕及び樹木管理等は市負担、日常的な点検・清掃等は報償費を支払い、地元町内会・自治会で負担。	都市公園は、東海市都市公園条例に基づき都市公園内行為許可申請書が必要。 児童遊園は特に申請書を求めておらず、管理をしている地元のイベントについては事前の連絡も求めていない。	都市公園は東海市都市公園条例を許可基準としている。 児童遊園は地元の見解に委ねる。	都市公園は、都市公園法に基づき、都市公園内占用許可申請書が必要。 児童遊園は目的外使用申請が必要。
大　府　市	はい	300㎡未満のちびっこ広場の遊具に不具合が生じた場合、修繕せず、撤去の方針	どちらも必要(ちびっこ広場が信託地の場合、許可権限なし)	都市公園は都市公園占用許可書 ちびっこ広場は目的外使用申請 (ちびっこ広場が信託地の場合、許可権限なし)	どちらも必要(ちびっこ広場が信託地の場合、許可権限なし)
知　多　市	はい	都市公園と児童遊園の個所数の違いや遊具の設置・点検水準の差があるため、児童遊園は遊具設置予算や点検予算がつきにくい。	都市公園：都市公園内行為許可申請が必要 児童遊園：特に申請書を求めていないが、事前に内容の報告を受けている。	都市公園：知多市都市公園条例に準ずる 児童遊園：知多市児童遊園条例及び知多市ちびっ子広場に関する要綱に準ずる。	都市公園：都市公園占用許可申請が必要 児童遊園：目的外使用申請が必要
知　立　市	いいえ		都市公園は、都市公園内行為許可申請書が必要。児童遊園も、都市公園に準じて、同様の申請・許可手続きを必要としている。	同じ基準である。	都市公園は都市公園占用許可申請書、児童遊園は目的外使用許可申請書が必要。
尾 張 旭 市	いいえ	都市公園、児童遊園・ちびっ子広場ともに同じ予算内	都市公園は、都市公園内行為許可申請が必要。 児童遊園・ちびっ子広場は行政財産目的外使用許可申請が必要。	都市公園は、都市公園条例に準じており、児童遊園・ちびっ子広場は公有財産管理規則に準じている。	都市公園は、都市公園占用許可申請が必要。 児童遊園・ちびっ子広場は行政財産目的外使用許可申請が必要。
高　浜　市	いいえ		都市公園、児童遊園ともに公園使用許可が必要。	許可基準は同一。	都市公園、児童遊園ともに公園占用許可が必要。
岩　倉　市	はい	都市公園は、高木の剪定や清掃委託業務等の予算があり、修繕費も遊具の規模も異なるので、児童遊園より多くの予算が割り当てられている。	都市公園、児童遊園ともに必要。	分けている。	都市公園は占用申請を必要としており、児童遊園は行政財産目的外使用申請を必要としている。
豊　明　市			都市公園：必要　　児童遊園：地元管理	分かれている（都市公園：条例、児童遊園：地元）	都市公園：必要　　児童遊園：地元管理
日　進　市	いいえ		都市公園は、都市公園内行為許可申請が必要、児童遊園は対応する条文がないため、実施要綱を定めて、財産管理規則による行政財産目的外使用許可申請をしてもらっている	許可基準としては明確に分けていない	都市公園は都市公園内占用許可申請、児童遊園は行政財産目的外使用申請
田　原　市			（都市公園）行為許可申請 （児童遊園）行政財産目的外使用許可申請	（都市公園）田原市都市公園条例に準ずる （児童遊園）田原市児童遊園の設置及び管理に関する条例に基づく	（都市公園）都市公園占用許可申請 （児童遊園）行政財産目的外使用許可申請

議題３　都市公園と児童遊園等の一元管理について（稲沢市提出）

市名	回答				
	（４）予算について		（５）申請・許可手続きについて		
	都市公園と児童遊園で維持・整備予算に差がありますか	（「はい」の場合） 具体的な差を記載	①イベント利用の申請は必要ですか（都市公園、児童遊園それぞれ）	②イベントの許可基準は都市公園と児童遊園で分かれていますか	③電柱設置などの占用申請は必要ですか（都市公園、児童遊園それぞれ）
愛　西　市	いいえ		都市公園の場合は行為許可申請が、児童遊園の場合は児童厚生施設使用許可申請が必要。	都市公園は愛西市都市公園条例に従い、児童遊園は愛西市児童厚生施設の管理及び運営規則に従う。	都市公園は占有許可申請が必要。児童遊園は特に定めた様式はないが事前連絡は必要。
清　須　市	はい	児童遊園管理費は都市公園管理費の４０%ほど。	都市公園は、都市公園行為許可申請書が必要。児童遊園は児童遊園等利用許可申請書が必要。	都市公園は、都市公園条例に、児童遊園は児童遊園及びちびっこ広場の設置及び管理に関する条例に準ずる。（児童遊園・ちびっこ広場内での物品の販売やその他商行為を禁止している。）	都市公園は都市公園内占用許可申請書が必要。児童遊園は行政財産目的外使用許可申請書が必要。
北名古屋市	いいえ		都市公園は、都市公園内行為許可申請書が必要。児童遊園は、児童遊園利用許可申請書が必要。	都市公園は、都市公園条例に準ずるが、児童遊園は、児童遊園の設置及び管理に関する条例に準ずる。	都市公園は、都市公園占用許可申請書及び行政財産使用許可申請書。児童遊園は、行政財産使用許可申請書。
弥　富　市	はい	都市公園等は造園業者に管理を委託し、児童遊園等はシルバー人材センターに管理を委託している関係で、両者の管理水準には差がある。	都市公園は都市公園内行為許可申請が必要だが、それ以外の公園では行政財産使用許可申請が必要。	都市公園は都市公園法と弥富市都市公園条例に準ずるが、それ以外の公園では弥富市公有財産規則に準ずる。	都市公園は都市公園占用許可申請が必要だが、それ以外の公園では行政財産使用許可申請が必要。
みよし市	はい	都市公園の清掃・剪定・草刈・電気量・水道料は市負担だが、児童遊園等は行政区負担	都市公園は、都市公園内行為許可申請書が必要。児童遊園は、目的外使用申請が必要	都市公園は、都市公園内行為許可申請の許可基準による。児童遊園は、目的外使用申請の許可基準による	都市公園は、都市公園内占用許可申請書が必要。児童遊園は、目的外使用申請が必要
あ　ま　市	いいえ		都市公園は行為許可申請書または都市公園占用許可申請書が必要。 児童遊園等は事前に許可申請書の提出が必要。	都市公園は あま市都市公園条例、あま市都市公園条例施行規則、都市公園法、都市公園法施行令及び都市公園法施行規則に基づいた許可基準 児童遊園等は「あま市児童遊園及びちびっ子広場条例施行規則」を基準としている。	都市公園は都市公園占用許可申請書が必要。 児童遊園等は電柱などの設置については、「あま市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」に基づき、目的外使用許可申請書の提出を必要としている。
長久手市	はい	都市公園は指定管理者制度を採用しているが、児童遊園は市が直接管理していることや、都市公園には水景施設があることで差異が生じている	はい	はい 都市公園は都市公園法及び都市公園行為許可基準取扱要領、児童遊園は長久手市行政財産の目的外使用許可及び貸付けに関する事務取扱要領に基づいている	はい